

令和6年12月27日

以下のとおり、2件の懲戒処分を行ったので公表します。

【事案1】窃盗

| | |
|-------------|--|
| 1 被処分者の所属等 | 総務市民局 会計年度任用職員 (63歳・男性) |
| 2 処分年月日 | 令和6年12月27日 |
| 3 処分の種類及び程度 | 懲戒処分 停職1月 |
| 4 処分理由 | 被処分者は、令和6年9月19日(木)に市近郊の小売店において、芳香剤2点(1,078円)を窃取し、微罪処分となった。 この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 |
| 5 お問合せ先 | 北九州市総務市民局総務課 課長：荒田、係長：江口 TEL：093-582-2102 |

【事案2】窃盗

| | |
|-------------|--|
| 1 被処分者の所属等 | 小倉南区役所 主任級職員 (61歳・女性) |
| 2 処分年月日 | 令和6年12月27日 |
| 3 処分の種類及び程度 | 懲戒処分 停職3月 |
| 4 処分理由 | 被処分者は、令和6年9月23日(月・祝)に市内の小売店において、惣菜1点(214円)を窃取し、微罪処分となった。 この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 |
| 5 お問合せ先 | 北九州市小倉南区役所総務企画課 課長：佐々木、係長：宗吉 TEL：093-951-4112 |

【お問合せ先】

(事案について)

上記事案ごとの問い合わせ先

(処分について)

総務市民局人事課 TEL：093-582-2203

課長：大庭、係長：濱野

令和6年12月27日

以下のとおり、3件の懲戒処分を行ったので公表します。

【事案1】窃盗

| | |
|-------------|---|
| 1 被処分者の所属等 | 北九州市立穴生小学校 教諭 <small>かげいし</small> 影石 <small>りゅうせい</small> 竜晟（男性・24歳） |
| 2 処分年月日 | 令和6年12月27日 |
| 3 処分の種類及び程度 | 懲戒処分 免職 |
| 4 処分理由 | 窃盗 |
| 5 事案の概要 | 被処分者は、令和6年6月下旬から9月8日（日）までの間に、総合リユースショップの複数店舗において、少なくとも13回、商品である衣服を試着したまま店を出る方法で、合計14点（金額不明の2点を除き27,000円相当）以上盗んだ。また、盗んだ衣服のうち、数点を同店の別店舗で何度か売った。 |

【事案2】児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント

| | |
|-------------|---|
| 1 被処分者の所属等 | 北九州市立学校 非常勤講師（男性・62歳） |
| 2 処分年月日 | 令和6年12月16日 |
| 3 処分の種類及び程度 | 懲戒処分 減給（10分の1）6月間 |
| 4 処分理由 | 児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント |
| 5 事案の概要 | 被処分者は、令和6年10月16日（水）の昼休み中（12時頃）、音楽室の前の廊下で、所属校の女子生徒に対しハグして良いかと尋ね、横方向から抱きついた。また、被処分者は、生徒と直接SNS等で連絡することが原則禁止されていることを知りながら、同月11日（金）から14日（月）まで、当該女子生徒とLINEでやり取りした。また、この内容も学校教育上必要がないものであった。 |

【事案3】 個人情報の紛失

| | |
|-------------|--|
| 1 被処分者の所属等 | 北九州市立特別支援学校 教諭（女性・47歳） |
| 2 処分年月日 | 令和6年12月27日 |
| 3 処分の種類及び程度 | 懲戒処分 減給（10分の1）1月間 |
| 4 処分理由 | 個人情報の紛失 |
| 5 事案の概要 | <p>被処分者は、令和6年8月26日（月）の終業後、児童4名の個人情報（通知表の下書きと個別の指導計画のワードデータ）が保存された私物USBを紛失した。</p> <p>なお、被処分者は、令和5年度途中から同日まで、私物USBの使用が禁止されていることを知りながら、これを学校に持ち込み、約1年間使用していた。</p> |

【お問合せ先】

北九州市教育委員会教職員部

労務争訟担当課長 左方

電話 093-582-2715